

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成29年1月19日（木）13:08～13:47
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

<関係省庁>

常盤木 祐一 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
教育制度改革室長

鞠子 雄志 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
教育制度改革室専門官

松本 眞 文部科学省生涯学習政策局情報教育課課長補佐

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 遠隔地間の学校等を結んだ新たな制度の構築
- 3 閉会

○藤原審議官 どうもすみません。ワーキンググループヒアリングを開始させていただきます。

昨日も議論させていただいたのですが、必ずしもモデル事業の話だけではなく、著作権関係というものがまた一つ大きな議論としてはあるのでしょうかけれども、それ以外の、やはり高校と小中学校との制度の比較というところで、原委員の方で規制改革推進会議でもこの議論をしていただいていますので、再度論点を投げさせていただいておりますが、意見交換をさせていただきます。明日、実は諮問会議もあるものですから、そこでこの項目をどのように処理するかということも、私どもの方でスタンスを固めないといけないと思っております。その点を含めて、今日は八田座長が御欠席でございますので、原委員に代理ということでお願いできればと思っております。

では、原委員、よろしく願いいたします。

○原委員 すみません。昨日いなかったものですから、申し訳ございませんでした。

今日は非公開ですか。

○藤原審議官 どちらでも。

○常盤木室長 公開と聞いていますが。

○原委員 公開でいいですね。

○常盤木室長 もちろんです。

○原委員 分かりました。

昨日の話で、まずは、小中学校の義務教育で遠隔教育ができますというお話でしたと承っているのですけれども、それでよろしいのですか。

○常盤木室長 もちろんでございます。

○原委員 そこでの遠隔教育というのは、どういう中身ですか。

○常盤木室長 もうお時間もあれですので、この論点に沿った形でお答えさせていただくのがよろしいかと思うのですけれども、平成27年4月に高校の部分で、特にこれは規制改革推進会議の御指摘をいただく中でもあって、2番目の論点にもなっておりますが、そういった制度改正をさせていただいたのですが、ここで同様の運用や事業の行い方ができるということによいのかという御質問をいただいております。最初に御説明しなければいけないのは、これは私どもの説明が足りなくて大変申し訳なかったのですけれども、日本の教育制度と言いますか、義務までの話と、高校で大きく建付けが変わっております。

結論を申し上げますと、高校と同じ制度は義務には適用しようがないのです。具体的に申し上げますと、皆さんからよく御指摘いただく高校の36単位の部分等がございますけれども、義務、中学校以下は単位制ではございません。昨日、これもワーキンググループヒアリングで八田座長にお話したのですけれども、各学年の修了について、平素のトータル的な1年間の子どもの様子を見ながら校長先生が、この子は2年生に進学していいねとかというのを決める建付け。最後の卒業についても、そうした平素の子どもの様子を総合的に判断して、卒業を認めるという建付けになってございます。そのため、例えば、卒業76単位中36単位まで遠隔教育にいいよというような形では、義務教育では適用ができないことになってございます。

○鈴木委員 これはそういう話なのですか。高校生は全然違う制度を適用しろという話を昨日したのですか。

○常盤木室長 いえ、そうした中で、今の義務教育において、ITを活用したような、いわゆる高校での遠隔教育のイメージのようなものは、逆に言うと、単位の制約がないので、いつ何どきでも行うことができるとも言えると思うのですけれども、そういった形では既にできるという。

○鈴木委員 私が伺いたかったのは、高校で遠隔教育をやっているものと同様の運用や授業は、単位制とかそういう問題ではなくて、他の論点ではないのですか。

○常盤木室長 他の点では、端的に申し上げますと、学校の先生を高校では、例えば、理

科ならば、理科でも生物とかありますが、生物ならば生物の免許ではなくても受信側の先生は、受信側の学校の先生というお話があったのですけれども、これも2番目にお伝えしたい点なのですが、中学校以下の場合は、どんな山間僻地の学校でも必要な教科を教えられる学校の先生は、義務教育でございますので、必要な教員がそこに配置、いるわけでございますので、仮に高校と同じように、例えば、中学校の大きな学校から理科の遠隔授業をやりますと。

○鈴木委員 よく分かるのですけれども、そうではなくて、もういるという前提ではなくて、減らせるのかということです。

○原委員 いない前提の話を私たちはしているのです、いる前提のモデル事業がやれることはずっと前から伺っていて、それは知っているのです。

○常盤木室長 では、そこを申し上げたいのですけれども、今そこが多分合っていないのだと思って、私も分かって御説明しているのですが、必要な先生を今配置している中で、これをいなくてもいいのではないのかという御議論をすることが、それは子どもにとっての教育条件の低下でございますので、もし、それを万が一規制と皆様がおっしゃるのであれば、そこは規制と我々とはとても思えませんので、それは根本から義務教育のあり方、憲法から出てくるようなところでお話をしなければいけないというのが我々の見解でございます。

○原委員 学校に先生が一人もいませんとかそんな極論をしているのではなくて、教室の中で授業をするときに、ある科目については遠隔教育で、別のところに先生がいて、それで教えています。そこの教えている教室に先生がいなくてもいいでしょうと、これはできないのですね。

○常盤木室長 義務ではできません。そこの学校に先生がいるわけですから。

○原委員 その教室にいなくてもいいのではないですかという話はできないのですか。

○常盤木室長 例えば、理科の授業ならば、そこの学校に先生を配置しているのに、何でその先生は授業に出ないのですか。その時間は何をしているのですか。

○原委員 別のクラスに行くのです。

○鈴木委員 例えば、多分前提が全然違うと思うのですけれども、基本的に全部学校はあります。だけれども、今、山間僻地などで起きていることは、もう廃校にしなければいけないというような状況があるわけですね。人数も少なくなって、教師の数も少なくしなければいけないわけですが、遠隔教育ができると、例えば、理科の先生がいなくても、そこにキープできる。要するに、学校が留まることができる。そういう状況下において、要するに、廃校するか廃校しないかの選択の中で、この遠隔教育があると、廃校しなくて済むような状況を考えるのであれば、質の低下という話にはならないので、多分前提の違いだと思うのですけれども、純粹にお聞きしたいのは、だからできないということなのですか。

○常盤木室長 学校の先生がいらない授業はできません。

○原委員 できないのですね。

○常盤木室長 もちろんです。遠隔のお話で、よく御指摘いただいていることは把握しているのですけれども、理科の先生がいないから廃校になるというのは、今、私が申し上げた説明だと、義務についてはあり得ないわけなのです。

○原委員 そんな話ではないでしょうが。

○常盤木室長 そういうことですよ。中学校であれば、どんなに小さくても理科の先生はいるのです。

○鈴木委員 要するに、それができなくてもいいような状況下だったら、今の状況ではなくて、そういうことを考えなければいけない時代においては可能なのですかということなので、可能ではありませんというお答えだということですね。

○常盤木室長 そういうことは可能ではございません。申し訳ございません。

その前提となっているお話をちょっとさせてもらおうと、今のような義務においては、高校は教科も多様ですので、小さい高校ではできない教科があったりしたり、そういうことはあると思います。ただ、義務においては、そういうことが今はなくしているのが、まさに我々日本の義務教育ですので、それで廃校になるというのであれば、むしろ御事情を伺いたいなという感じすら我々文部科学省としてはございます。

○原委員 そんな御事情を御存じないのですか。廃校になっていることは。

○常盤木室長 先生がいなくて廃校になるというのは。

○鈴木委員 廃校というか統合ね。

○常盤木室長 先生がいなくて統合ですか。

○鈴木委員 先生がいなくて統合というわけではないけれども、要するに、もう人数が少なくなっていて、ただ、人数が少ない中でもやらなければいけないという状況下が生じ得るでしょう。現実にそんなことが起きているとは言っていないよ。それは制度的にそんなことはできないでしょうね。だから、存在することはないのですけれども、そういう問題は生じ得るでしょうということですね。

○常盤木室長 生じ得る。

○鈴木委員 そこは別に議論するつもりはありませんけれども、要するに、こういう遠隔教育みたいなものがどんどん進んでいる状況下では、もっと高校みたいに色々柔軟な運用をしていくと、もっと統廃合とかそういう問題が少なくできて、質の低下が逆に防げるようなことも考え得るので、検討してはどうかと思っています。

遠隔教育と言ったって、昔みたいに遠くで通信するというのではなくて、予備校などでは全然普通にやっているわけなので、質の低下ではないようなことも考え得るわけですね。大学などだったら、インターネットだけで授業をしているわけですから、全然質は低下していないわけですね。そういう意味で、もっとこういう多様な手段を使えば、もっと柔軟にできるはずですね。

ここで確認したいのは、そういうことはできないのかということなのです。そういうこ

とを検討もしないのかということです。

○常盤木室長 中学校以下の義務教育において、教科の先生がいないということは、我々ではできないと思っています。

鈴木先生の今おっしゃったことで御確認させていただきたいのは、先ほど申し上げたことを繰り返しますけれども、今は先生はいるわけです。その中で、素晴らしい教育だとか、とても上手な授業を行うような先生の授業を大規模校とかから流してもらって、小規模校なり山間のところで受ける遠隔教育はできます。その中で、ここに教員がいるのに、将来この教員がいないということを想定するのは、言ってみれば、義務教育の先生の配置のあり方そのものの議論だとか、そういうものも考えるべきではないかという御指摘ということで。

○鈴木委員 そもそも遠隔教育をこうやってモデル授業でやるのは、どういう目的でやっているのですか。

○常盤木室長 まさにそこは今の段階であっても、今、私が図らずも申し上げたのですけれども、やはり小規模校だったら、大規模校の例えば、授業の上手な先生が必ずしも配置されない場合があると認識しています。そういったときに、大規模校の授業の上手な先生の授業を聞きながらここでやるとか、そして、また、小規模校と小規模校をつなぐことによって、小規模校のデメリットが交流などをすることによって防げるような、まさに小規模校が小規模校として存続できるような手法としての遠隔教育はこれからも重要だと思っ

ていまして、そういったものをモデル授業で、今研究しているのが実態でございます。

○鈴木委員 要するに、どういうことなのですか。大規模校だとレベルが高い先生がいて、小規模校は配置しないというようなことをおっしゃっているのですか。

○常盤木室長 そんなことはないです。今、小規模校にはいるので、例えば、授業で得意な先生、不得意な先生がいると思うのですけれども、そこは遠隔教育で上手な先生がいる学校から授業をしてもらって、こちらで受けている先生がその授業を活用しながら、理科なら理科の授業をすればいいのであって、そういうのは是非進めていくべき。

○鈴木委員 その場合に、もし、そんなことをおっしゃるのであれば、なぜいる必要があるのですか。小規模校の方に同じ科目の先生がいて、大規模校の方に上手な先生がいて、それを教えているわけですね。なぜ小規模校の方で先生がもう一人いる必要があるのですか。

○常盤木室長 そこは、ひょっとしたら相入れない部分かもしれませんが、そこが義務教育制度のあり方なのです。どこの学校であっても、全ての中学校以下は、全ての教科を教えるだけの教員をきちんと配置して。

○鈴木委員 それはいいです。法律上そういう建付けになっているのは結構なのです。そんなことをお聞きしたいのではなくて、今おっしゃったのは、大規模の方が質の高い教育ができる得意な先生がいる。本来だったら一緒という前提なのでしょうけれども、小規模の方は、残念ながらパイがそんなにないわけなので、そうでもないかもしれない。大規模

校の先生が遠隔教育で教える。そうしたら、小規模校の方は、もっと別の得意なところに特化できるわけではないですか。その方がはるかに効率的だと思うのですけれども、そういうことは全く関係なく、大規模校の先生が教えて、でも、小規模校の方はいると。過渡的には両方いるということはあると思うのですけれども、将来的に4Kとか8Kとかいう時代になってきたら、授業をするとほとんど同じですね。そのような時代になっても授業もせずに、その先生はいなければいけないことが想定されるのかということです。

○常盤木室長 その点に関しては、ここにいる先生が、ただ流れてくる授業を「ほら、みんな、見てね」と言っているだけではないと思っています。まさにそこは義務教育の授業のあり方だと思うのですけれども、我々は、中々こういうお話をさせていただかざるを得ないと思うのですが、最初に局長が来てお話しさせていただいたとおりなのですけれども、これからは対話的な授業だとか、そういったものを重視して義務教育、日本国民としての最低限のものを見に付けていく方法の中で、対面というものをきちんと重視していく。体験活動を重視していく。授業は4K、8Kの中で、素晴らしい映像の中で、素晴らしい音声の中で行われた場合にあったとしても、やはり生徒のすぐ脇には先生がいて、そのいいところはかなり利用しながら、きちんと教えられる、フォローできる体制を取ることが必要だと思っております。

○鈴木委員 それはいいのですけれども、それが同じ科目の先生である必要はあるのですか。

○常盤木室長 もちろんです。評価のこともございます。

○鈴木委員 もうちょっと使い勝手よくやってもよろしいのではないですか。

○常盤木室長 そこはまた戻ってしまうかもしれないのですけれども、今そこに理科の先生が十分に配置できるので、なぜそれを取らなければいけないのですか。いい授業をやったときに、今いるのに、こちらから「いなくていいよ」と言うのは、義務教育を預かる文部科学省としては、子どものそばにいる先生を配置しなくていいということは、子どもにとって教育条件の低下だと思うのですけれども、いかがですか。

○鈴木委員 でも、遠隔教育をやるわけでしょう。

○常盤木室長 遠隔教育もやって、先生もいれば、なおいい。

○鈴木委員 では、逆に何で遠隔教育をやるのですか。先生が十分に配置されていて、十分に教育できるのに、なぜそれをやる必要があるのですか。

○常盤木室長 やはりそれはお互いにいいものを交流したりだとか、小規模校なら、先ほど言ったように。

○鈴木委員 それをやる中で、要するに効率的にやるのであれば、どちらかに特化してもいいではないですかということなわけです。過渡的に一緒にいるのは分かるけれども、対面で色々教えている先生が、必ず例えば、理科の先生である必要があるのかどうかとか、数学の先生がやったっていいかもしれないし、これはモデル事業でやっているわけなので、将来的なことを考えているわけですね。

○常盤木室長　そうです。

○鈴木委員　そういう意味では、色々な手法があったっていいのではないかということですね。今だとダブルでやっているの、効率性からは程遠いことをやっているわけですね。

○常盤木室長　はい。そういう意味では、鈴木先生がおっしゃる効率性というところでは反するのかもしれませんが、我々は教育をより良くするという観点からのいわゆるモデル事業であったり、制度の構築をしているわけでございます。もちろんその中で効率というものも考えていく中ではございますが、今のようなことで、義務教育段階においては、今ある制度が非常に大切だと思っていて、それを遠隔の中で同じような教科の授業をしてもらうから、こちらの先生が要らないということは、現段階では全く想定しておりません。

○原委員　効率と言われてしまうと、揚げ足を取られてしまうかもしれないですけども、鈴木先生が言われていることは、まさに教育の質を高めるということを言われていて、多分ユースケースで言ったときに二つぐらい言われていたものかと思います。

一つは、私なりに解釈をして言えば、小規模校がいくつもあるような地域がありますね。そういった地域で理科にとっても強い先生の遠隔授業をある学校で受けられるようにしましたと。そこに配置をされていた先生が、例えば、社会に本当はすごく強い先生だったと。社会についてはその地域で一番の授業ができますという人であったとすれば、そこに一緒についているよりも、社会の授業を他のところで配信するための準備をするとか、配信するための時間に充てるとか、そちらに時間を充てた方がよろしくないですかというような教育の質を高めるやり方があるのではないかというのが一つ。

もう一つは、再三おっしゃっているのは、先生が今いるのだから外す必要ないでしょうと言われるのですけれども、実際に今、地域の小中学校、特に中学校で廃校になっているところはたくさんありますね。子どもがいなくなってしまうと、そこにもう先生を配置できませんという理由で廃校になっていますね。

○常盤木室長　そういう理由とは承知しておりません。

○原委員　実質的には予算上の問題ですね。

○常盤木室長　予算と言いますと。

○原委員　子どもの数が少なくなったことに応じて廃校されていますね。

○常盤木室長　子どもの数が少なくなることによって廃校というのはあると思います。

○原委員　そのときに学校を残して、授業の一定部分は遠隔教育にするという可能性が十分あるのではないですか。

○常盤木室長　学校を残すのであれば、繰り返しになりますが、先生が配置されます。

○原委員　現行制度がそうであることは分かったので、もうそれはいいです。それはもう分かりました。

○鈴木委員　子どもの数が少なくなると、非常にコストパフォーマンスが悪いわけですね。だって、全科目の先生をそろえていなければいけないわけでしょう。例えば、30人ぐらい

の子どものために全科目の先生がいるというのは、ばかばかしいわけですね。ばかばかしいとか、実質的に予算的に無理なわけなので、廃校にすると。

おっしゃりたいのは、生徒の数が少なくなったから廃校するのであって、先生の数が配置されていないから廃校するのではないということをおっしゃっているのだと思いますけれども、それは同じことだということですね。生徒の数が少なくなったから廃校しなければいけないというのは、少ない数でできる教育が非常に予算的に高いものになってしまう。インフラと同じですね。だけれども、遠隔教育みたいなものをもし充実させれば、少ない数の子どもでも十分に遠隔教育で必要な科目がそろえられるわけですね。だから、非常に遠いところが廃校しなくて済むとか、統廃合しなくて済むということが将来的には起き得るわけなので、なぜその可能性を封じてしまうのかということですね。そういう問題意識はないのですか。

○常盤木室長 今のことで申し上げますと、本当に義務教育制度そのもののお話に関わってくるのかもしれないのですが、やはり憲法の要請から来る義務教育制度を我々はずっと文部科学省、他の省庁からも協力いただいて、全国どこにいても義務教育については受けられる仕組みにするという前提があるものと思っております。それは将来においても変わるものではないと思っております。

その基本的な考え方として、学校という建物があり、必要な教員がいて、そこに子どもがいるということが前提だと思っておりますので、今もそうした仕組みになっているわけです。現行制度をお話するなという話ではなくて、将来もそこは制度としてはきちんと守っていかなければいけない根幹の部分であると思っております。

○鈴木委員 思っているのはいいですけども、現実問題として廃校も統廃合も起きているわけなので、それはどう考えられているのですか。あるべきではないということなのですか。

○常盤木室長 統廃合のことですか。

○鈴木委員 はい。小さくても全部ワンセット必要だと。

○常盤木室長 違います。統廃合についても、我々は色々な手引きなどを出しておるのですが、もちろん自治体の皆様が実情に応じて判断するものという大前提がある中で、子どもの教育環境のいわゆる社会性の部分だとか、教育活動の実施の部分、体験活動、また運動会なども含めた部分もありますね。

○鈴木委員 スケールメリットという部分ですね。

○常盤木室長 そういったものに関しての部分で統合が必要だと考えるときには、統合という選択肢もございます。もちろん小規模校なら小規模校の良さを生かして、今いわゆる少人数教育などと言っているわけですけども、そういったことが自然とできているわけですから、そういったもので教育の環境がそちらの方がいいと地域において判断される場合は、小規模校であっても存続する方法は十分に市町村の判断として尊重されるべきだというスタンスを文部科学省として示しているところでございます。決して全部残せ、全部

統合しろと言っているのではございません。

○鈴木委員 まさにスケールメリットを解決する手段として、遠隔教育は非常に重要なツールになると思うのです。通常の間が必ずそこにいなければいけないということだったらスケールメリットが働かないので、ある一定の閾値を超えると、ちょっとこれは学校として存続できないということはもちろんあるわけですが、遠隔教育が間に挟めれば、そのスケールメリットが働く範囲が非常に広がるわけですね。広がるというか、少ない数でも運営が可能になるので、なぜこういう技術革新を使おうとしないのかということなのです。

○常盤木室長 技術革新を。

○鈴木委員 要するに、義務として憲法が保障しているようなことをやるに当たっても、こういう技術があれば、同じ保障するのでも、その保障の限度がどんどん広がるわけですね。ある一定の数になったら、ちょっとこれはできないなと思っていたのが、こういう技術を使えば、小さくても十分存続が可能だということができるわけですね。

○常盤木室長 今でも可能なのですが、むしろという先生の御主張ですね。

○鈴木委員 今でも可能とは思っていません。ある一定の数になったら、やはり首長の判断で統廃合しましょうということが実際に起きているわけだよね。だけれども、ある一定の規模の小ささになるのが、遠隔教育をやれば、かなり小さくても耐えられるわけですね。

○常盤木室長 耐えられる。学校の先生が授業だけということではないという論点も、やはり我々も議論の中で思ってきたのですけれども、今、生徒指導、進路指導、多々ありますので、そういった観点からも、日本の学校の先生は授業だけをやらないで有名なのです。生徒指導をやったり。

○鈴木委員 それはいいのですよ。それはそんなに私はスケールメリットが大きいとは思っていないので。だけれども、例えば、中学校などは全科目をワンセットそろえなければいけないのは、かなり制約が大きいだろうと考えます。

○原委員 実際上小さな学校だったら、科目の専門の先生がいない学校はたくさんあるわけですね。

○常盤木室長 中学校以下ですか。専門というのをどう考えるか分からないですけども、免許、資格がある先生はいます。

○原委員 資格はあるけれども、その教育の質が実質的に落ちてしまっているということは、色々ところで言われていますね。

○常盤木室長 小規模校で教員の者がいないので、色々ところで言われていますか。

○原委員 そう思います。

○常盤木室長 そこはまさに、いる中で遠隔教育なりを活用するというのはあると思うのです。

○原委員 そのような遠隔教育の活用を小規模な学校でも、学校に先生が2人か3人しか

いません、学年通してやっていますというような学校で遠隔教育を使って、数学なり、英語なり、理科なりで、それぞれ素晴らしい授業がちゃんと受けられるような対策は、どう講じられてきているのですか。

○常盤木室長 もちろん小規模校に配置される教員の研修もあると思うのですが、県内に配置される学校の先生は県費負担教職員制度となっていて、都道府県が一括して管理することになっているのです。なので、小規模校であれば、レベルが低い教員が多いとかということでは。

○原委員 レベルが低いのではなくて、小規模になると当然数が限られますね。小規模校に配置される先生のレベルが低いなどということを行っているのではなくて、人数が限られていることによって、どうしても教育の質が低下する可能性があるのではないですか。

○常盤木室長 でも、子どもの数に応じた人数の配置です。

○原委員 では、子どもの数が1学年1人しかいませんというときに、英語の強い先生、数学の強い先生、みんなそろえられないですね。

○常盤木室長 強い先生という意味では、もちろん、資格のある先生がいるだけだと思います。

○鈴木委員 先ほどおっしゃったではないですか。大規模校はいい先生がいて、小規模校は。

○常盤木室長 仮にというお話です。そういう場合があるのならば、遠隔教育の話を。

○鈴木委員 それがないと遠隔教育をやる意味がないではないですか。

○常盤木室長 そんなことはないです。交流の場面を設けたりとか、色々あると思います。

○鈴木委員 交流の場面だけやっているのですか。

○常盤木室長 色々やらせていただいています。

○鈴木委員 交流の場面だけやっているのですか。

○常盤木室長 教科のことももちろんやらせていただいています。

○鈴木委員 教科のことをやっているわけですね。だから、前提をくるくる変えないでいただきたいのです。

○常盤木室長 一切変えていません。

○鈴木委員 要するに、質の高い教育が、質の高いという意味は絶対レベルではなくて相対的に、非常に特化したい先生がいて、教育ができる。格差が生じるのは本来は望ましくないわけだから、それをやっているわけですね。

○常盤木室長 教科や分野にもよると思います。この先生が得意な分野があるとか、教科があるというのはあると思います。

○鈴木委員 だからそうやっているわけでしょう。

○常盤木室長 そうです。

○鈴木委員 小規模の場合は、やはり人数が少ないわけですから、それは外の方がいい教育をやっている可能性がある。外というのは、パイとして大規模校の方がいい教育のでき

る先生がいる可能性が高いのでという話ですね。

○常盤木室長 先生の数が多いですからね。

○鈴木委員 そういう前提のお話をしているのです。

○原委員 ともかく守られたくてずっとお話をされているのは分かりますが、あまりこういう話をしてもしょうがないので、もうちょっと実態として小規模な学校が増えている、その中で廃止される学校も出てきているという中で、本当に教育の質を高めることをお考えになっていらっしゃると思うので、そのためにどうしたらいいのかという議論をしたいのですよ。

○常盤木室長 おっしゃるとおりですね。

○原委員 そうしませんか。

○常盤木室長 その部分で、遠隔教育をお使いになることと、遠隔教育をどんどん活用していくことと、教育の質を高めるという観点で言ったときに、担当の教科の教員がいなくていいというのがどうつながるかがよく分からないのです。

○原委員 先生がいらっしゃるのと、いらっしゃらなくても本当に専門性の高い、強い先生が遠隔で教える。そのときに教室に先生がいる必要がありますかということをおっしゃっているのです。要らない場合もあるのではないですか。

○常盤木室長 もちろん、そこにいた方が良くないですか。

○原委員 いた方がいいという議論は、これは教科によって、あるいは学年によって、色々な状況があると思います。だけれども、どちらを取るかの問題だと思うのです。小規模な学校がたくさんあるような地域で、学校の先生が限られている中で、一緒に優れた先生の授業を聞いていますという役回りのために、あえて教室にいてくださいということで1時間、その先生に時間を使っただけのと、あるいはその先生にはもっと別のこと、他のクラスの個別指導に回るとか、あるいはその先生が本当に強い科目についての遠隔教育に回るとか、そういうことをやっていただいた方が、よりその地域全体の教育の質を高められるのではないかという議論はないのですか。

○常盤木室長 その部分については、その先生を外してそういったことをやる、授業をやるということは、考えておりません。

○原委員 その考えていない理由を聞きたいのです。その議論をしたいのです。

○常盤木室長 考えていない理由ですか。

○原委員 先生がいた方が望ましいでしょうという議論は、それをやっていたら切りがなくて、それは先生が3人いた方がいいでしょう、本当に分かっていない子どもにも教えられるでしょうという議論はいくらでもあるわけで、いた方がいいでしょうは分かるのです。

○常盤木室長 いた方がいいって、いなければいけないという今の仕組みなのです。

○原委員 現行制度がいなければいけないことになっているのも知っています。だけれども、今、遠隔教育という新しい技術を使って、実際上はそこに先生がいるのと同じような環境で授業を受けられますというときに、必ずその2人目の先生がいなければいけないと

いうことを維持されるだけの理由がありますかという議論をしたいのです。その理由をちゃんと行ってほしいのです。

○常盤木室長 そこは教育に対する考え方として、義務教育以下については、さまざまな教科がある中で、全てを通して基本的には対面を使った、対面による授業がとても大切だと思っているからです。

学校については、授業だけではなくて、先ほど申したようなさまざまな機能もございませぬ。そうした中であっても、先生の役割は大変多いと考えておりまして、我々は、基本的に義務教育制度を作る中で、そういった考えのもとで、現在の中学校以下には必要な教員を配置しているわけでございます。こうした考え方については、我々の教育制度を考える上での前提になるものと思っております。

○原委員 分かりました。

では、対面でなければ絶対にできませんという理由をまず示してほしい。

○常盤木室長 絶対。

○原委員 今おっしゃったのは、対面でなければ教育効果が果たせないということですね。

○常盤木室長 対面が必要だと思っています。

○原委員 その理由は何ですか。

○常盤木室長 教育に求められているのが、対面によって育まれるものであると考えているからでございます。

○原委員 これまでは対面しかできなかったのだから、対面でやってこられたのであろうことは知っています。再三言っているように、新しい技術で、ここに画面を作ったら、ここに先生が来て教えることができますという状態になったときに、それが絶対にダメなのです、人がいることが大事なのだという理由は何なのでしょう。

先回りして全部言えば、特に学年が低い子どもたちとか、それは周りをちゃんと見て回らないといけないとかいうようなニーズが高いのであろうことは大体分かります。見当はつきませぬ。だけれども、それは一定の学年とか、一定の科目とか、あるいは高校でやったように単位数を制限するとか、そういうのもあるのかもしれない。そういう一定の条件の中で、この科目、この部分については先生がいなくてもいいでしょうということはないのですか。それをやれるようにした方が、全体としての教育の質を高められるのではないのですかということ、鈴木先生とずっと今30分以上延々と行われているわけですよ。

○常盤木室長 お話は分かります。

○原委員 分かったら、もうちょっと。

○常盤木室長 お話というか、皆さんがおっしゃっているお話は分かります。

○鈴木委員 要するに、対面でやるのは補助員とか、別の科目の先生でも十分できるのではないのですかということですね。

○常盤木室長 そこについては、我々としては考えていないということで、その理由をという御質問をいただいていると思っておりますので理由を申し上げますと、やはり義務教育の目

標とか目的は大きく変わって、平成18年に再定義をさせていただいた中で、これからの子どもたちにどんな力を身に付けさせることが義務教育として必要かという議論をさせていただきました。そうした中で、今回の、端的な言葉で申し上げますと、例えば、体験的な活動を重視しなければいけないよとか、そういったものでもございますし、いわゆる対話的な力と我々は申し上げたのですけれども、生活に必要な、生きる力と我々は言っているのですが、そういったものを子どもたちに身に付けさせることが、小学校、中学校としては目標と設定させていただきました。こうした思考力、判断力を持つような形で、今の生きる力を身に付けていくためには、学校の先生とのフィジカルコンタクトというのでしょうか、そういったものを前提とした教育こそが必要だというのが、我々の議論の審議会等も含めたところの結論でございます。

○原委員 そういうことを全く理解しないなどというつもりは全然ないのですけれども、とてもそんな簡単に結論の出る話だとは思っていないので、頭の整理だけさせていただくと、高校については、専門の先生がいなくても単位の半分は遠隔でやれるようにできると。

○常盤木室長 そうですね。

○原委員 これは先ほどおっしゃった整理で言うと、対面に当たっているのですか。それは対面ではないのですか。

○常盤木室長 対面ではありません。

○原委員 対面ではなくても、高校生だったらいいだろうと。

○常盤木室長 そうです。義務ではありません。

○原委員 義務教育については、先ほど何と言われましたか。もう一回正確に言っていたいていいですか。フィジカルコンタクトが必要な。

○常盤木室長 我々が平成18年を契機に義務教育の目標とか目的をしっかりと定義させていただく中で、この文脈ではっきり申し上げますと、子どもが中学校までにはさまざまな体験的な活動ですとか、そういったものもしながら、我々は生きる力と申し上げておりますけれども、子どもたちが思考力、判断力、表現力といったものを身に付けながら、社会を生き抜いてもらう力を付けていくことが、義務教育の目標だと整理したのです。そのためには、学校の先生と子どもたちがフィジカルコンタクトと言いましょるか、対面と言いましょるか、そうしたものを通じてこそ養われる力も我々はあると思っていまして、それは各授業を通じて同じことでございます。

○原委員 義務教育では、生きる力を養うために対面が必要であるという整理がされると理解してよろしいのですか。

○常盤木室長 思い切って単純化したらそうですね。義務教育で我々が身に付けさせたいものを実現するためには必要だということでございます。

○原委員 分かりました。

○鈴木委員 その目標は、要するにオール・オア・ナッシングで、全ての授業を縛ってい

るのですか。

○常盤木室長 おっしゃるとおりです。全体を通じての話でございます。

○鈴木委員 例えば、遠隔教育で一部分をやって、フィジカルコンタクトみたいなものは別の科目の先生がやるとか、補助員がやるということは含まないということですか。

○常盤木室長 フィジカルコンタクトというのは、別に一部のことを申し上げているのではなくて、学校教育全体を通じての義務教育の中での考えでございます。全体として必要だと思っています。

○鈴木委員 今は全体の話をしているのではなくて、個別の話をしているのですけれども、個別の全ての科目に人が配置されないといけない。

○常盤木室長 はい。

○鈴木委員 たとえ遠隔教育をやったとしても。

○常盤木室長 そこに先生がいないということですね。

○鈴木委員 いない授業があつて、でも、テストとかそういうのはいるとか、そのようなことも。

○常盤木室長 想定しておりません。

○鈴木委員 全部の授業で必ず配置しなければいけないということですね。

○常盤木室長 そうでございます。義務教育はそういう建付けでございます。

○鈴木委員 もう一つ、私として最後にお聞きしたいのは、今は遠隔教育をやっているわけですね。そのモデル事業をやっている先生は、実際の授業の中で一体何をしているのか。

○常盤木室長 受信側の話ですか。

○鈴木委員 受信側の先生は、ふんふんと聞いているのですか。

○常盤木室長 昨日の資料はお持ちですか。

○原委員 前回のもの。

○常盤木室長 そうですね。課題で言うと、よく言われているのが、相手校では受信側の授業のつまずきなどが遠隔だと分からないとか、授業の見取りが難しい。学校の先生が、例えば、作業をやらせるときに机間巡視をして、子どもたちがどう考えているのかとか、つまずいているのかとか、眠そうにしているのかとかいう見取りがあるわけで、そういうのを見ながら先生は授業の進度を考えるわけなのですけれども、その見取りは、やはりどんなに技術が発達しても難しいところがあるというのが課題であつて、受信側の先生は、目の前にいる子どもたちの見取りのフォローなどを行っているという状況です。

○鈴木委員 それだけですか。

○常盤木室長 今、申し上げますと、おそらく鈴木先生が想定されている、送信側の方がわっと黒板に書いているような授業を映したり、講義していることがありますね。

○鈴木委員 今は双方向でできるでしょう。

○常盤木室長 できます。双方向でやっているのです、合同授業という形に近いイメージなのです。だから、受信側の先生が、先ほど言ったように「おまえ、ちゃんと聞いているか」

とか、「ちゃんと聞けよ、ノート取れと言っているぞ、ノート取れよ」という話だけではなくて、こちらの授業では、「あの先生からこういう話があったよね、君たちはどう思う。こちらはこうだね、では、こうだね」という合同授業の形でやっていますので、どちらが受信か送信か、そうなるとう分らないのですけれども、受信側の先生にしても、送信側の先生にしても、一定の授業を行っている中での実証実験をやっているというのを、昨日も報告させていただきました。

○鈴木委員 それは必要なことなのですか。

○常盤木室長 そう思っています。

○鈴木委員 聞いているかと思ったり、「どこが分からない」とか言って、その先生に、「この子が分からないと言っているのですけれども、どうですか」とかというようなことをするだけではダメなのですか。

○常盤木室長 だけではダメです。

○鈴木委員 それは、ダメな理由がよく分からないですね。合同授業にしなければいけないのはよく分からないですね。

○常盤木室長 我々としては、先ほど御説明したところで、こういう資質を養うためには目標を持ってやっているわけですが、そこには必要だという御説明になります。

○原委員 先ほどの目標を達成するために、およそ全ての授業についてというところまでの説明は、何か検討されたことはあるのですか。

○常盤木室長 学校生活全体を通じてというお話でございますので、例えば、この授業だけはいいのかなとか、そういった検討はしておりません。

○原委員 では、引き続き議論ということでもいいですか。

○常盤木室長 もう一点ですかね。二点あって、今のだけでよろしいですか。

○藤原審議官 他に何かありますか。

○鈴木委員 モデル事業は、授業をDVDとかで撮っているのですか。よかったら資料提供いただけませんか。本当にそういうことをやっているのか確認したいので、どんなことをやっているのか。

○常盤木室長 分かりました。

○藤原審議官 あと、事務局から1点だけ、遠隔教育とか遠隔診療という言い方がございますけれども、基本的に合同で双方向を前提にしていけない場合の言い方がむしろ一般的だと思います。遠隔教育は小中でもできますというのは、今の話ですと、合同、要するに、両方に教員がいないとできないわけなので、そこはやはり誤解のない言い回しをしていただいた方がよいと思います。

○常盤木室長 双方向ではない。

○藤原審議官 要するに、双方向でないとできないのでしょうか。両方において、両方が教育をしていないと今はできないということですね。単一方向だけの教育サービスの提供は、遠隔教育では今はできない状況ですね。

○常盤木室長 義務ではそうですね。

○藤原審議官 だから、普通に遠隔教育は小中学校でもできるのですという言い方をしてしまうと、多分全然違う捉え方を一般的にしてしまうので、そこは是非誤解のないような言い方をこれからはしていただいた方がいいと感じました。

○鈴木委員 もう一つ、事務的に確認したいのは、対面という言葉はどう定義しているかということです。これは遠隔医療でだいぶ問題になっているのですけれども、遠隔医療の方は、非常に解像度の高いもので、事実上患者とやりとりできることをもって対面という考えもありますので、対面をどういうもので、どう規定しているのかというのがもしありましたら、お答えいただければと思います。

○常盤木室長 もちろん調べますけれども、今、答えられることだけ申し上げますと、対面ということで定義しているものはございません。学校は、同じ空間、教室という空間なり授業の場に教師と生徒がいるということを、皆様とのお話の中では対面ということによっております。

○鈴木委員 そうすると、双方向の非常に解像度が高い授業をやる場合には、これは対面と定義する可能性も出てくるわけですね。

○常盤木室長 今のところは考えておりません。

○鈴木委員 考えていなくても、それを規定していないわけだから、ちゃんと定義する場においては考え得るわけですね。定義していないから。

○常盤木室長 定義はしていません。

○鈴木委員 対面というのは、ちょっとお調べいただいて、どう定義しているのかというのがあれば。

○常盤木室長 対面の意味をですか。

○鈴木委員 対面の意味を。それを広義に解釈することだって、文部科学省は嫌だと言うかもしれないけれども、それは考え得るわけなので、現に医療はそういう解釈をするという考えもありますので、対面というものがどんなもので、どう規定しているのか、もしありましたら教えてくださいということです。

○常盤木室長 探してみます。

○原委員 よろしいですか。

では、どうもありがとうございました。

○常盤木室長 どうもありがとうございました。